



令和 3 年 度
商店街活性化支援事業
＜ポストコロナ・ウィズコロナ版＞
実施要綱

さいたま商工会議所

さいたま商工会議所

商店街活性化支援事業<ポストコロナ・ウィズコロナ版>実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市内において自助努力で意欲的に事業に取り組んでいる商店街（会）等に対し、各種事業に要する経費の一部を助成する事により、商店街（会）の活性化並びに商業振興の発展につなげる事を目的とする。

(助成対象事業者)

第2条 以下の内容に対して、**1~4すべての**条件を満たす商店街（会）等とする。

1. **さいたま商工会議所の各種事業周知へご協力いただける商店街（会）等**
2. 申請事業の配布物等（ポスター・チラシ、案内等）に「協力：さいたま商工会議所」を掲載する等PRに協力できる商店街（会）等（申請年度の事業が既に完了している場合を除く）
3. さいたま市浦和商店会連合会・大宮商店街連合会・与野商店会連合会・岩槻商店会連合会の何れかに加入している商店街（会）
 - ※ 法人（振興組合・協同組合等）・任意団体は問わない
 - ※ 各地区連合会組織における申請も可能とする（連合会・協議会等）
（以下商店街（会）等という）
 - ※ 原則、連合体とその連合体を構成する単会については、重複する申請は不可
4. さいたま商工会議所が指定した期日までに、助成事業実績報告書を提出できる商店街（会）等

(助成対象事業)

第3条 以下の事業に対してすべての要件を満たすものとする

1. 商店街（会）として地域の活性化に寄与する事業
2. その他、さいたま商工会議所が助成対象事業として認める事業

助成の対象となる事業（以下「助成事業」という）は、次に掲げる事業例であって、商店街（会）の活性化に寄与するものであるものとする。また現在、さいたま商工会議所が支援、並びにさいたま市商店会連合会主催による商店街活性化事業については助成事業の対象としないものとする。

- (1) 商店街（会）等の創意工夫を活かしたイベント事業・来街者増進事業・まちづくり事業や勉強会（活性化イベント、まちゼミ、セミナー、研修会）
- (2) 商店街（会）等CI事業（イメージアップ事業）
- (3) 商店街（会）若手後継者育成、若手後継者のネットワーク構築事業（人材育成事業）
- (4) 空き店舗を活用したまちづくりのための事業（空き店舗対策事業）
- (5) 消費者へキャッシュレス決済を普及させるための事業（キャッシュレス事業）
- (6) 情報機器を活用した情報発信（IT活用事業）
- (7) 高齢者、障害者に対応したやさしいまちづくり事業

- (8) 環境の整備・保全・防犯または資源の再利用の促進を図るための事業（防犯パトロール、環境美化、リサイクル事業）
- (9) 商店街（会）活性化に向けた調査研究事業
- (10) 商店街（会）の競争力を強化するための基本構想策定事業（ビジョン作成事業）

以下、新しい生活様式が求められる中、商店街（会）が実施する事業（イベント等）に消費者が安心して参加できる仕組みとして追加

- (11) ソーシャルディスタンス確保（アクリル板設置等）事業
- (12) 環境整備（フェイスガード、マスク、手袋、消毒液設置等）事業
- (13) その他、さいたま商工会議所が認める商店街活性化事業

（助成対象経費）

第 4 条 助成対象経費は、助成事業を適切に実施し得るために必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする

- (1) 販促・販わい創出（集客）事業等に要する各種イベント事業費（単に景品数やチラシの発行部数を増やしただけのものは除く）
- (2) まちづくり・商店街活性化を目的とした事業、セミナー、研修会、会議等の開催に要する費用（会場借上料、資料作成、講師、外部専門家等への謝金等）
※ 飲食については、参加者に対する飲物程度は可とし、全体の経費から見て妥当な額とする（アルコールを含む飲食は不可）
- (3) チャレンジショップ・まちなかギャラリー等の、事業に要する空き店舗賃借料の一部
- (4) 防犯パトロール・清掃活動、廃棄物再利用事業（環境リサイクル）等に要する費用
- (5) ホームページ作成・運営等情報機器を活用した事業に要する費用
- (6) 市場調査（マーケティング・アンケート等）に要する費用
- (7) 商店街（会）ビジョン等の作成に要する委託費の一部
- (8) 新しい生活様式への対応（共有スペースへの消毒液設置、ソーシャルディスタンスの確保等）
- (9) その他、さいたま商工会議所が認める費用

（助成事業の審査基準）

第 5 条 各地区商店街（会）との調整並びに事業内容等を考慮した上で審査を実施する

（助成限度額）

第 6 条 1 事業に対する助成額は、事業予算総額の 2 分の 1 以内かつ 5 万円以内でいずれかの低い額を助成額とする

※ 事業予算総額とは、さいたま市等の他の助成金等を除いた予算額を対象とする

※ さいたま商工会議所の本年度予算額以内において助成金を執行することから、申請件数が多数の場合には、さらに助成額の調整を行うものとする

(助成事業の交付申請書類)

第 7 条 助成を申請する商店街（会）等は、本実施要綱を了承の上、助成事業の目的および内容、同事業に要する経費その他必要な事項を記載した商店街活性化支援事業申請書（様式 1）、直近に開催した総会資料および商店街（会）名簿をさいたま商工会議所宛に提出するものとする

(助成金の交付決定)

第 8 条 さいたま商工会議所は、申請書に基づいて審査を行い、事業について助成事業とすることを決定し、当該事業を実施する商店街（会）等に通知（様式 2）するものとする。また、審査内容については、公表しないものとする。その際、決定された助成額についての申し立てについても一切受け付けないものとする

(申請の取下げ)

第 9 条 前条の規定により通知を受けた商店街（会）等は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容またはこれに付された条件に不服があるときは、助成金交付決定を受けた日から 20 日以内に申請を取下げることができるものとする（様式 3）

(助成金の請求)

第 10 条 助成金の交付決定を受けた商店街（会）等は、さいたま商工会議所に対してすみやかに助成金請求書（様式 4）を提出しなければならない

(助成金の交付)

第 11 条 助成金請求書（様式 4）が整い次第、さいたま商工会議所は概算払いにて助成金を指定口座へ振り込むものとする

(助成金の受領)

第 12 条 さいたま商工会議所からの助成金の入金確認後、すみやかに助成金受領書（様式 5）を提出しなければならない

(助成事業の遂行)

第 13 条 助成を受けた商店街（会）等は、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、助成金を運用しなければならない。尚、他の用途への運用は禁じる

(助成金の返還)

第 14 条 さいたま商工会議所は、事業終了後、報告された決算書を確認し、交付すべき助成額の決定をした場合において、既にその額を超える助成金の額が交付されているときには、期限を決めて返還を求めるものとする

((助成事業の実績報告))

第 15 条 助成を受けた商店街（会）等は、助成事業完了後 1 ヶ月以内または案内チラシに定める日付（土曜日・日曜日・祭日が入る場合はその翌日）、いずれかの期日までに、助成事業実績報告書（様式 6、様式 6-1、様式 6-2、並びに写真、広報資料等）をさいたま商工会議所宛に必ず提出しなければならない

(助成事業の変更等)

第 16 条 助成を受けた商店街（会）等が、助成金の交付決定後、事業内容を変更する場合は、すみやかに変更承認申請書をさいたま商工会議所宛に提出しなければならない（様式 3）

2. 助成を受けた商店街（会）等が、助成事業を実施する上で、年度内に完了する見込みが無くなった場合並びに事業実施が困難になった場合は、さいたま商工会議所にすみやかに報告をし、指示を受けなくてはならない

(助成金の交付決定の取消し等)

第 17 条 さいたま商工会議所は、助成を受けた商店街（会）等が、助成金を他の用途に運用した場合、または、著しく事業内容が変さらになった場合は、交付決定した助成金の全部または一部を取り消すことができる。

2. 前項の規定により交付決定した助成金の全部または一部の取消しを受けた商店街（会）等が、既に助成金の交付を受けている場合、さいたま商工会議所が定める日までに当該助成金の全部または一部を返還しなければならない

(その他)

第 18 条 さいたま商工会議所は、前条までに定める事項のほか、商店街活性化支援事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要と認めたときは、助成を受けた商店街（会）等と協議を図り事業を推進することができる

附 則

この要綱は平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。